

 国交省

高速道路の路肩駐車車両への 追突事故防止のための取組み の徹底について



▲飯坂けんか祭り(福島市)

適正化

- 郡山市で物流セミナーを開催

国交省

- 一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について
- 標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手続等について

県ト協

- 平成29年度広報・IT委員会について
- 平成29年度交付金運営委員会について
- 「平成29年度中小トラック運送事業者のためのIT支援セミナー」の開催
- 平成29年度各種助成事業執行状況

東北六県

- 岩手県で東北トラック協会連合会事業者大会が開催

青年部会

- 青年部会が役員会を開催
- 地域貢献のため「トラックの日」フェスタで献血を実施

支部

- 労働災害防止講習会を開催

陸災防

- 「交通労働災害防止担当管理者教育講習」の開催について(ご案内)
- 「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催
- 第32回全国フォークリフト運転競技大会

CONTENTS

国 交 省	高速道路の路肩駐車車両への追突事故防止のための取組みの徹底について……………	3
	一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について……………	4
	標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手續等について……………	5
県 ト 協	会員だより……………	2
	平成29年度広報・IT委員会について……………	7
	平成29年度交付金運営委員会について……………	7
	「平成29年度中小トラック運送事業者のためのIT支援セミナー」の開催……………	7
	平成29年度各種助成事業執行状況……………	8
	10月の行事予定……………	9
東 北 六 県	岩手県で東北トラック協会連合会事業者大会が開催……………	12
適 正 化	郡山市で物流セミナーを開催……………	6
支 部	労働災害防止講習会を開催……………	12
青 年 部 会	青年部会が役員会を開催……………	12
	地域貢献のため「トラックの日」フェスタで献血を実施……………	13
協 同 組 合	ふくトラネットワーク協同組合 KIT情報……………	9
陸 災 防	「交通労働災害防止担当管理者教育講習」の開催について（ご案内）……………	10
	「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催……………	11
	第32回全国フォークリフト運転競技大会……………	11
	技能講習等実施予定……………	11
お 知 ら せ	交通事故統計……………	9

会 員 だ よ り

新規入会事業所

支部	店・社名	代表者名	郵便番号	住 所	車両台数
県中	(株)フットライトコーポレーション東北	皆葉孝太	969-1101	本宮市高木字北ノ脇5番地1	7

新賛助会員事業所

支部	店・社名	代表者名	郵便番号	住 所	車両台数
いわき	ダイセーロジスティクス(株)いわきハブセンター	鈴木勇喜	971-8124	いわき市小名浜住吉字袋23-1	5

会員名簿変更

ページ	事業所名	変更事項	新	旧
4	(株)東北急行	代表者 (支店・営業所代表者)	中村 誠	中村武夫
4	(株)東和電気	郵便番号 住所	969-1511 二本松市下川崎字蘭場山20	964-0111 二本松市太田字若宮25-8
10	秋田運輸(株)東北物流センター	事業所名	アキタ(株)郡山営業所	秋田運輸(株)東北物流センター
11	エーピーカーゴ東日本(株)福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	三留教司	遠藤 誠
18	(有)丸忠建設工業	事業所名	(株)丸忠建設工業	(有)丸忠建設工業
24	東日本エア・ウォーター物流(株)郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	高木一也	笠谷隆一

国交省**高速道路の路肩駐車車両への追突事故防止のための取組みの徹底について**

8月25日、徳島県鳴門市の徳島自動車道で発生した、大型トラックが故障により停車していた貸切バスに追突し、死者及び多数の重軽傷者が出た重大事故を受け、国土交通省自動車局安全政策課長より通達が発出され、再発防止策として下記のとおり、**「高速道路の路肩駐車車両への追突事故防止のために運転者が特に注意すべき事項」**について改めて指導を徹底するよう要請がありました。

つきましては、会員事業所におかれましても、事業用トラックが関係する重大事故の根絶を目指すため、運転者に対する日々の指導をより強化し、輸送の安全に万全を期していただくようお願い申し上げます。

**《高速道路の路肩駐車車両への追突事故防止のために
運転者が特に注意すべき事項》****1 前方の交通状況に対する注意**

高速道路においては、運転が単調になりがちであり、長時間運転を行った場合などには、前方の交通状況への注意が続かず、漫然運転や居眠り運転、脇見運転等（以下「漫然運転等」という。）の状態になりやすい一方で、走行時の速度が高いことから、漫然運転等の結果としてブレーキのタイミングの遅れによる追突事故を起こした場合には、甚大な被害が発生する可能性が高いこと。

したがって、運転者は、睡眠不足や長時間の連続運転等による疲労により、漫然運転等を起こすことのないよう、平素から体調管理に努めるとともに、早めの休憩を取るよう心掛けること。

2 高速道路の路肩等での駐車に対する注意**(1) 駐車危険性**

1で示したとおり、高速道路の路肩等に駐車した場合には、後続車から追突されるおそれがあり、また、走行時の速度が高いことから、追突された場合に甚大な被害を受けるおそれがあること。なお、高速道路での駐停車は、故障等のやむを得ない場合において、十分な幅員の路肩等がある場合を除き、法律で禁止されていること。

(2) 万が一駐車する場合の対応

万が一車両故障等によりやむを得ず高速道路の路肩等に駐車する場合は、確実に次の措置をとること。

- ①できるだけ十分な幅員のある路肩の端に寄せて停車させ、ハザードランプを点滅させる。
- ②まず、後続車に知らせるための停止表示器材や発煙筒を故障車両の後方の十分離れた位置に設置する。（非常時に備え、停止表示器材は、取り出しやすい場所に備えておく。）
- ③後続車の全てが駐車車両に気付くとは限らないため、原則として、乗客等同乗者をガードレールの外側（万が一停止車両への追突事故が発生した際に巻き込まれないよう、車両の後方）など、車外の安全な場所に避難させる。降車の際は車両が通行しない側から行う（助手席ドア、バスの乗降ドアなどから）。
- ④携帯電話を用いて110番・道路緊急ダイヤル（#9910）に、あるいは高速道路上に設置された非常電話により状況を知らせるとともに対応を相談、依頼する。

国自貨第59号
平成29年8月4日

自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところですが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を下記のとおり定めたので、了知願います。

記

1. 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

2. 料金

貨物運送事業における「料金」とは、(1)及び(2)のとおりとする。

(1) 貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

(2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

附 則

この通達は、平成29年11月4日から施行する。

事務連絡
平成 29 年 8 月 9 日

東北運輸局自動車交通部貨物課長

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手続等について

今般、標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款（以下「標準運送約款等」という。）の一部改正に伴い、各事業者が手続を行う必要があるため、別添本省事務連絡に基づき下記のとおりとりまとめたので了知願います。

記

1. 改正告示後の標準運送約款等と同一の運送約款に変更する場合
 - 改正告示後の標準運送約款等を営業所に掲示する。
 - 運送約款に係る申請手続は不要。
 - 改正告示後の標準運送約款等において、「料金」と明確に規定される「待機時間料」、「積込料・取卸料」、「附帯業務料」について設定する必要があり、これに伴い運賃及び料金の変更届出を行う（変更後 30 日以内）。
2. 改正告示後の標準運送約款等を使用せず、改正前（現行）の標準運送約款等を使用する場合（現行の運賃及び料金を変更しない場合）
 - 運送約款の変更認可が必要。
 - 認可を受けた運送約款を営業所に提示する。
 - 運賃及び料金変更届出は不要。
3. 現在、認可を受けた運送約款を使用している事業者の場合
 - ① 改正告示後の標準運送約款等に合わせて、料金に係る項目を変更する場合
 - 運送約款の変更認可が必要。
 - 認可を受けた運送約款を営業所に掲示する。
 - 運賃及び料金変更届出が必要。
 - ② 引き続き認可を受けた運送約款を使用する場合
 - 運送約款認可、運賃及び料金変更届出の手続は不要。

《トラック協会の対応について》

上記の標準貨物自動車運送約款改正への対応として、全会員事業所様に対し、10月中旬から11月上旬を目途に、改正版の標準貨物自動車運送約款を送付いたします。

適正化 郡山市で物流セミナーを開催

平成29年度物流セミナーは9月27日(水)に郡山市「ホテルハマツ」において開催され、会員事業所、荷主企業など230名が出席した。

はじめに右近八郎会長が挨拶し、続いて、来賓あいさつとして佐々木 雅幸福島運輸支局長、安田 幸次福島労働局労働基準部監督課長より祝辞を頂戴した。セミナーは二部制で、第一部で関係行政からの講演、第二部は経済ジャーナリストの須田 慎一郎氏の講演会を実施した。



【講師の須田慎一郎氏】



【右近 八郎 会長】



【佐々木 雅之 福島運輸支局長】



【安田 幸次 福島労働局監督課長】

第一部

- 福島労働局（改善基準のポイント）
- 福島運輸支局（貨物自動車運送約款改正、荷主勧告制度改正等説明）
- 公正取引委員会東北事務所（物流特殊指定と下請法）



【郡山労働基準監督署 安田 第2方面主任監督官】



【福島運輸支局 及川首席】



【公正取引委員会 藤平取引課長】

第二部



【須田講師と常任理事】

演題 「どうなる日本！日本経済の明日を読む」

講師 経済ジャーナリスト 須田 慎一郎氏

経済紙の記者時代の経験を活かし、各週刊誌での執筆活動を続けるかたわら、テレビ、ラジオ各局にも出演。様々な人脈からの情報に基づき、時事問題等をわかりやすく、時にはユーモアを交えながらの講演で、聴講者も熱心に聞き入っていた。

県ト協 平成29年度広報・IT委員会について

本年度の第1回広報・IT委員会が、9月4日(月)に委員6名のほかオブザーバー2名が出席し、郡山市の県中研修センターにおいて行われた。

西條久義委員長のあいさつに続き、議事として、「平成29年度の広報・IT各種事業の概要」をはじめ、「広報PRに関する事業」、「人材確保PR事業」及び「IT支援に関する事業」等が取り上げられ、各委員による活発な協議が行われた。なお、広報・IT委員会は今年度中に3回計画しており、次回は11月9日に開催予定となっている。

県ト協 平成29年度交付金運営委員会について

本年度の第1回交付金運営委員会が、9月22日(金)に委員7名出席し郡山市の県中研修センターにおいて行われた。

佐藤信成委員長のあいさつに続き、議事として、「平成29年度の運輸事業振興助成交付金特別会計（以下「交付金会計」という。）に係る各種事業」や「交付金会計に係る助成事業」等が取り上げられ、各委員による活発な協議が行われた。なお、交付金運営委員会は今年度中に3回計画しており、次回は11月29日に開催予定となっている。

県ト協 「平成29年度中小トラック運送事業者のためのIT支援セミナー」の開催

当該セミナーは、人材不足対策の一環として、中小トラック運送事業に対するIT支援を図り、業務の効率化、輸送品質の向上を推進するため、事業者の導入支援希望の高いIT機器類を中心とした活用事例等や物流業界のIT化の最新情勢を紹介する標記セミナーを下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、今後、IT活用に関心がある方は、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成29年11月9日(木) 13:30～15:40
- 2 場 所 県トラック協会県中研修センター2F 郡山市喜久田町卸三丁目5
- 3 講 師 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏
- 4 研修内容 (1)中小トラック事業者のIT活用、(2)IT導入成功事例
(3)中小トラック事業者のための情報セキュリティ対策
(4)物流業界におけるIT化の最新情勢
- 5 申 込 下記に記入しFAX(024-558-7731)迄お送りください。(11月1日必着)
- 6 募集人員 80名
- 7 問 合 せ 県トラック協会業務部(吉田・山本) TEL024-558-7755

「平成29年度中小トラック運送事業者のためのIT支援セミナー」申込み

- 支 部 名 _____ 支部
- 事業者名 _____ (_____ 営業所)
- 出席者名 _____

申込先 ⇒ FAX 024-558-7731

県ト協 平成29年度各種助成事業執行状況

平成29年度の各種助成事業の平成29年9月22日現在の執行状況は下表のとおりとなっています。
 助成事業によっては、助成金申請書の提出期限前であっても、予算額に達した場合は申請しても助成されませんので十分注意してください。
 また、「執行状況」については、本表作成時点後の申請状況により変わりますので、助成事業の利用を予定している方は、早めの申請をされるようにしてください。

平成29年9月22日現在

区分	助成事業名	制度の概要	助成額等	限度額	執行状況(%)
交通安全対策事業費	1 適性診断	運転者適性診断(一般・初任・適齢)の受診料の助成	一般診断 2,300円/人 初任診断 2,000円/人 適齢診断 2,000円/人	一人年1回	46
	2 睡眠時無呼吸症候群検査(SAS)	睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査に要する経費(第一次検査、第二次検査、再検査)の助成	5,000円/人	一人年1回 1会員50人まで	51
	3 脳ドック受診	運転手の健康管理のため、脳ドック受診に対する助成	10,000円/人	1会員5名まで	7
	4 ドライバー研修	安全運転研修施設にドライバー等を派遣訓練経費(受講料)に対する助成	全ト協主催の一般研修 10,000円/人(上限) 全ト協主催の特別研修 Gマーク取得事業所 全額 その他 7割	1会員5名まで	54
	5 EMS	EMS機器の導入に要した経費に対する助成	導入経費の1/2(上限40,000円)	1会員15台上限	46
	6 ドライブレコーダー	ドライブレコーダーの導入に要した経費に対する助成	導入経費の1/2 運行管理連携 40,000円 (20,000円) 標準型 20,000円 (20,000円) 簡易型 10,000円 (10,000円) ※()書きの金額は国の補助金を受けた場合	1会員15台上限	34
	7 安全装	後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、呼吸吹込み式アルコールインターロック、IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入に要した経費に対する助成	27,000円/台	1会員15台上限	31
	8 フォークリフト技能講習受講料	陸災防の行うフォークリフト運転技能講習の受講経費	4,000円/人		41
	9 衝突被害軽減ブレーキ装着車	中型車を対象に、衝突被害軽減ブレーキ装着車の導入に要した経費に対する助成	100,000円/台	1会員3台上限	1
	10 中型・大型免許助成	従業員に準中型免許、中型免許、大型免許、けん引免許を指定教習所で取得させた費用に対する助成	準中型免許 40,000円/人上限 中型免許(二種は除く) 50,000円/人上限 大型免許(二種は除く) 100,000円/人上限 けん引免許 50,000円/人上限 中型限定解除 30,000円/人上限 準中型限定解除 20,000円/人上限	1会員50万円上限	64
	11 定期健康診断	運転手の健康診断に対する助成	1,000円/人・年(上限)	車両台数上限	30
	12 SDカード	運転手のSDカード取得に対する助成	630円/人・年(上限)	車両台数上限	50
交通公害対策費	13 アイドリングストップ支援機器	アイドリングストップ支援機器の導入に要した経費に対する助成	電気式の毛布・マット・ベッド 15,000円/枚 エア・温水式ヒーター 60,000円/基 蓄冷式クーラー(リヤ・三菱) 50,000円/基 蓄冷式クーラー(ベッドルームクーラー・デンソー、UD) 50,000円/基 車載バッテリー式冷房装置 60,000円/基 ジェルマット 9,000円/枚	電気式の毛布・マット・ベッド 30枚 エア・温水式ヒーター 3基 蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置 3基 ジェルマット 30枚	16
	14 ポスト新長期	ポスト新長期規制適合車を導入した経費	小型 新車 15,000円 中型 新車 30,000円 大型 新車 50,000円 ※CNG、ハイブリッドトラックについては要綱を参照のこと	15台	27
	15 エコタイヤ	エコタイヤ(転がり抵抗5%以上低減)を導入装着に要した経費	1,500円/本 車両数×1/3(四捨五入)×10本上限	150本	35
研修調査事業費	16 中小企業大学校	中小企業大学校の対象講座の受講料を受講した場合	受講料の2/3相当額		31
	17 グリーン経営認証	グリーン経営認証を取得又は更新した際の費用の一部を助成	新規取得 100,000円 更新 50,000円	1事業者1回/年 (支店、営業所の数にかかわらず年度内で1事業者につき取得・更新のどちらか1回)	53
	18 経営診断	経営診断に要した経費の一部に対する助成	経営診断費用の1/2 80,000円限度 (Gマーク取得者は 100,000円限度)		0
基金運営事業費	19 近代化基金利子補給	物流施設整備資金、車両(ポスト新長期含)、省エネ機器等購入に要する資金借入に対する利子補給	近代化基金融資 利率 0.3% ポスト新長期車 " 0.3% 低公害車・省エネ関連機器 " 0.3%	近代化基金 1会員 3千5百万 ポスト新長期 1会員 7千万 低公害車等 1会員 3千5百万	49
	20 信用保証料	信用保証協会の一般保証料に対する助成	信用保証料の額が 50,000円まで 全額 50,000円～ 50,000円に50,000円を超えた額の1/2を加えた額	上限 年度内 100,000円	19
	21 緊急制度資金信用保証	県制度資金等の保証料に対する助成	信用保証料の額が 100,000円まで 全額 100,000円～ 100,000円に100,000円を超えた額の1/2を加えた額	上限 年度内 200,000円	19
	22 緊急制度資金利子助成	県ト協の保証料助成を受けたものに対する借入利子の助成	支払利子利率の0.8%(3年間)		48
事業正費化	23 運行管理者講習	運行管理者講習(一般、基礎)の受講料の一部に対する助成	一般講習 1,000円/人・年 基礎講習 4,000円/人・年	一般講習は選任管理者のみ 基礎講習は車両台数の10%を上限(端数切上げ)	42

注1)「制度の概要」は、助成制度の概略を記載したもので、詳細は助成要領等で確認してください。
 注2)本表は、会員を対象としたもので、Gマーク取得の非会員に対する助成措置は省略してあります。
 注3)「執行状況」は、予算額に対する執行率を「%」で表示します。概ね90%を超えたときは「締切間近」と、また、予算額に達した場合は「終了」と表示します。

10月の行事予定

日程	行事内容	開催場所
1日(日)	トラックの森〔海岸防災林植樹〕	相馬市磯部大洲地区
3日(火)	第22回全国トラック運送事業者大会	宮城県仙台市「仙台国際センター」
14日(土)	「トラックの日」フェスタ in 2017	泉崎村「白河の関トラックステーション」
19日(木)	全日本トラック協会青年部会東北ブロック大会	岩手県盛岡市「ホテル紫苑」
21日(土)	第49回全国トラックドライバーコンテスト	茨城県ひたちなか市「安全運転中央研修所」
22日(日)		

協同組合 平成29年度ふくトラネットワーク協同組合 KIT情報

「Web KIT」 荷物（求車）・車両（求荷）の情報登録・成約件数

※表にはKIT外成立は含みません

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年同月計	増減
荷物(求車)登録件数	361件	324件	196件	317件	380件								1,578件	1,427件	+151件
荷物(求車)成約件数	123件	92件	81件	86件	107件								489件	499件	-10件
成約率	34.1%	28.4%	41.3%	27.1%	28.2%								31.0%	35.0%	-4.0ポイント
車両(求荷)登録件数	218件	231件	276件	248件	194件								1,167件	1,069件	+98件
車両(求荷)成約件数	166件	157件	197件	155件	125件								800件	699件	+101件
成約率	76.1%	68.0%	71.4%	62.5%	64.4%								68.6%	65.4%	3.2ポイント

お知らせ 交通事故統計

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況は平成28年に比べ平成29年では発生件数 (+22)、死者数 (-1)、傷者数 (+29) となっている。交通規則を守ることは、社会人としての基本的な責務です。会員事業所におかれましても、プロドライバーとして、より一層の交通安全対策をお願いします。

交通ルールへの遵守、思いやり運転等交通マナーアップ 交差点での安全確認の励行 速度の抑制

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況（8月末）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計	平成28年 に比べて の増減数	9月	10月	11月	12月	年間合計
28年 (概数)	発生件数	9	5	11	7	7	5	5	7	56		8	8	6	10	88
	死者数				1			1		2				1		4
	傷者数	11	11	12	6	8	6	5	7	66		11	10	6	10	103
29年 (概数)	発生件数	8	14	13	8	6	3	12	11	78	+22					
	死者数								1	1	-1					
	傷者数	9	19	18	9	7	5	13	12	95	+29					

陸 災 防**『交通労働災害防止担当管理者教育講習』の開催について(ご案内)**

皆さまの事業場では、
交通労働災害防止担当管理者を
選任していますか！

陸上貨物運送事業における
死亡災害の58%は
交通事故です。

厚生労働省は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月）を策定し、事業者の責務、管理体制等について示し、事業者はそれにより交通労働災害防止に努めなければならないとされました。

具体的には、

1、事業者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、ガイドラインを指針とし、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害防止に努める。

2、交通労働災害防止のため管理体制の構築

事業者は、交通労働災害防止のため、次の事項を実施しなければなりません。

交通労働災害防止を担当する管理者の選任、選任された交通労働災害防止を担当する管理者への教育、交通労働災害防止を担当する管理者の職務の明確化、交通労働災害防止を担当する各管理者との連携。

募集期間：10月1日から11月13日まで

1. 日 時 平成29年11月17日(金)13:00~16:50

2. 場 所 福島市 福島県トラック協会研修センター

3. 対象者 交通労働災害防止担当管理者又は選任予定者で、運行管理者又は補助者、運行管理者基礎講習を受講された方。

4. 講習科目と時間

- ・事業者の責任と交通労働災害防止担当管理者の役割等（1時間）、交通労働災害防止管理の進め方(1.5時間)、教育及び運転者認定制度、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚(1時間)

計 3時間30分

5. 受講料 陸災防福島県支部(福島県トラック協会)会員は、無料と致します。

6. 申 込 受講申込書（ホームページからダウンロード）に所定事項を記入し、**運行管理者資格者証**または**基礎講習修了者証の写しを添付**しお申込み下さい。



福島市飯坂町平野字若狭小屋32
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部
024-558-9011

陸 災 防 「安全衛生レベルアップ支援事業」研修会を開催

陸災防福島県支部は、9月21日、トラック協会研修センターにおいて、労働災害防止に積極的に取り組もうとする県内各分会より推薦された7事業場を対象として「安全衛生レベルアップ支援事業」の第1回研修会に福島労働局近藤産業安全専門官を来賓に迎え開催した。開会冒頭、近藤産業安全専門官より「トラックは、幸せを運んでいます。そこに、事故は似合わない。是非、荷役災害、交通労働災害ガイドラインに基づき安全対策を徹底し、5大災害の防止に努めて欲しい。まずは、チェックリストにより、自分の会社のレベルを把握し、対策をして欲しい。」と挨拶があり、右近支部長より「安全衛生は、ひとつひとつの積み重ねが大事。それが、会社のイメージUP、業界のイメージUPにつながる。7ヶ月と長い研修ですが、是非有意義な研修となるようにして欲しい。」との激励の挨拶がされた。



【来賓挨拶:福島労働局 近藤産業安全専門官】

今後、陸災防指導員と各事業場の管理者が集合研修と個別指導により、安全衛生管理の進め方、管理規程の整備、安全衛生計画の作成等、安全衛生水準向上に向け取り組んでいく。

陸 災 防 第32回全国フォークリフト運転競技大会

大沼さん(日本通運福島支店)

池田さん(日本梱包運輸倉庫いわき営業所)

全国大会で健闘

陸災防本部主催、フォークリフトの運転技術の向上と労働災害防止を目的とした第32回全国フォークリフト運転競技大会は、9月24日、埼玉県トラック総合教育センターで開催され、全国から勝ち抜いた選手52名が出場し、学科、点検、運転競技の3種目で知識と技能を競いました。



福島県支部からは、池田香樹さん④（日本梱包運輸倉庫株式会社いわき営業所）、大沼亨さん③⑥（日本通運株式会社福島支店）の2名が出場し、大変な緊張の中、日頃の力を発揮しベストを尽くし健闘いたしました。

陸 災 防 技能講習等実施予定

【フォークリフト運転技能講習】

開催地	学科	講習開催日		
		実	技	
福島⑧	24(金)	1: 14(火) ~ 16(木)	2: 20(月) ~ 22(水)	
郡山⑧	30(木)	1: 7(火) ~ 9(木)	2: 14(火) ~ 16(木)	3: 20(月) ~ 22(水)
いわき⑧	28(火)	1: 7(火) ~ 9(木)	2: 14(火) ~ 16(木)	3: 20(月) ~ 22(水)

【はい作業主任者技能講習】

開催地	講習開催日
福島	11月 8(水) 9(木)

【交通労働災害防止担当管理者講習】

開催地	講習開催日
福島	11月 17(金)

※ 講習に関する詳細はホームページでご確認ください。 [Http://www.f-rikusai.org/](http://www.f-rikusai.org/)

陸災防 福島県支部

検索

東北六県 岩手県で東北トラック協会連合会事業者大会が開催

平成29年度東北トラック協会連合会事業者大会は9月12日(火)に岩手県盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡・ニューウィング」において開催され、本県からは18名が参加した。

事業者大会では「南部美人が世界のSAKEとなるまでの戦略」と題して、(株)南部美人 代表取締役 久慈 浩佑 氏の記念講演のほか、青森、秋田、宮城、3県より、人材活用、ドライバー確保、社員教育をテーマとした意見発表を行い、最後に8項目の大会決議案を読み上げ、満場一致で採択した。



大会決議 (大会スローガン)

- ・取引環境の改善及び長時間労働の抑制並びに生産性向上を図ろう
- ・高速道路通行料金の大口・多頻度割引最大50%の恒久化及び割引制度の充実を図ろう
- ・参入基準の厳格化等規制緩和の見直しを促進しよう
- ・原価管理に基づく適正運賃を収受しよう
- ・人材確保対策並びに新技術活用の物流の効率化を推進しよう
- ・自動車関係諸税の簡素化・軽減を実現しよう
- ・交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策を推進しよう
- ・適正化事業の推進による法令遵守を徹底しよう

支部

労働災害防止講習会を開催



いわき支部は9月28日(木)に、「パレスいわや」において、「労働災害防止講習会」を開催した。

この講習は全国的に運送事業による荷台や脚立からの墜落・転落及び高速道路でのトラックによる追突事故等の労働災害が多発していることを受け、支部の会員事業者を対象に開催したもの。

内容は、いわき労働基準監督署担当官による、「労働災害防止のための取組」、三井住友海上火災保険アドバイザーによる「運送業における働き方改革について」と題した2講演を行い、いわき支部会員事業所より113事業所120名が参加した。

青年部会

青年部会が役員会を開催

青年部会は9月25日(月)に泉崎村「白河の関トラックステーション」において、今年度2回目となる役員会を開催した。会議では10月14(土)に開催される「トラックの日」フェスタin2017に関して、6月より青年部会主体となり取り組んできた内容の進捗状況の報告及びフェスタ当日の運営等について活発な協議が行われたほか、10月に岩手県盛岡市で開催される青年部会東北六県ブロック大会への参加申込状況、年度内に開催される全体研修会(教育研修会)の開催日時及び場所、内容等についても協議された。

青年部会 地域貢献のため「トラックの日」フェスタで献血を実施

10月14日(土)に泉崎村「白河の関トラックステーション」にて開催する「トラックの日」フェスタ in 2017では地域貢献活動として献血を行います。献血には一定量の血液の確保が必要となります。ぜひ皆さまのご協力をお願いいたします。

～ あなたの献血で救える命があります！ ～

血液は人工的に造ることができず、また長い期間にわたって保存することもできません。そのため、絶えず誰かの献血が必要です。

400mL献血が必要な理由

輸血を受ける患者さんにとって、200mL献血に比べ400mL献血からの血液を輸血した方が、副作用(発熱、発疹)発生が大幅に減少し安全性が向上するためです。

400mL献血の場合



×2人分

800mLの輸血を必要としたら…

200mL献血の場合



×4人分

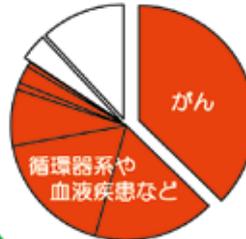
輸血後副作用が発生する可能性



今、医療機関では、95%程度が400mL献血による輸血を求めており、200mL献血の需要は5%程度しかありません。

「輸血」の必要な患者さんがたくさんいます

輸血というと、交通事故など大量出血を伴う大ケガをした時に行うものというイメージがありませんか？



実は80%以上が「がん」「白血病」などの病気の治療に使われています。

交通事故など、不慮のけがの治療で使用されているのはごくわずかです。

献血基準が緩和されました

- 高血圧治療薬については、血圧が正常域にコントロールされ、心、腎、血管系に合併症がない場合は**献血可能です**。
- 平成22年1月27日から、1980年から1996年までのイギリス渡航歴による献血制限が緩和されました。これまでは、この間のイギリス滞在歴が1日でもある場合には献血をご遠慮いただいていましたが、今回の制限緩和により、**滞在歴が30日以内の方については献血していただくことが可能となりました。**

検査成績のお知らせ

献血にご協力いただいた方々へ感謝の気持ちとして、健康管理に役立つ「血液検査通知」を郵便にてお知らせしております。

- 生化学検査 (7項目)
「ALT」、「γ-GTP」は肝臓の機能について知ることができ、また「グリコアルブミン」は糖尿病の検査のひとつでもあります。この他にも「コレステロール値」などの項目があります。
- 血球計数検査 (8項目)
「赤血球数」、「白血球数」、「血小板」などの項目があり、「ヘモグロビン濃度」は貧血の有無を知る目安となります。

*エイズ検査(HIV検査)目的の献血はお断りしております。

以下に該当する方は献血をご遠慮いただいております

- ①3日以内に出血を伴う歯科治療(抜歯・歯石除去等)を受けた方
- ②4週間以内に海外から帰国(入国)した方
- ③1ヶ月以内にピアスの穴をあけた方
- ④エイズ検査が目的の方
- ⑤6ヶ月以内に下記に該当する方
 - (a) 不特定の異性または新たな異性との性的接触があった
 - (b) 男性どうしの性的接触があった
 - (c) 麻薬、覚せい剤を使用した
 - (d) 上記(a)～(c)に該当する人と性的接触をもった
- ⑥今までに下記に該当する方
 - (a) 輸血(自己血を除く)や臓器の移植を受けた
 - (b) ヒト由来プラセンタ注射薬を使用した
 - (c) 梅毒、C型肝炎、マラリア、シャーガス病にかかった



以下に該当する方は職員・検診医師にお申し出ください

- ①3日以内に薬を服用、使用した方
- ②1年以内に予防接種を受けた方
- ③海外滞在歴について
 - (a) 3年以内に海外(ヨーロッパ、米国、カナダを除く)に滞在した方
 - (b) 昭和55年以降、ヨーロッパ、サウジアラビアに毎年1ヶ月以上滞在した方
 - (c) 今までに中南米諸国に通算4週間以上滞在した方

上記に該当されない方でも、検診医の判断で献血をお断りすることがあります。

400mL献血採血基準

- 年齢
男性：17～64歳※
女性：18～64歳※
- 体重
男女とも50kg以上
- 年間献血数量
男性：1,200mL以内
女性：800mL以内

※60～64歳の間に献血経験がある方は69歳までご協力いただけます。



献血カードをお持ちの方は

ぜひ、ご持参ください。

※受付手続きがスムーズに行えます。

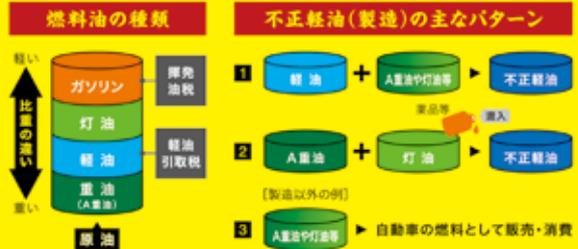
※特に初めて献血される方には献血受付の際、ご自身を確認できる運転免許証や保険証などのご提示をお願いしております。

成敗!! 不正軽油



不正軽油とは?

- !! 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- !! 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- !! 不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。



不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

<p>軽油引取税を脱税すると</p> <p>軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。 (地方税法第144条の41)</p>	<p>不正軽油を製造すると</p> <p>知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。 (地方税法第144条の33)</p>
<p>不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると</p> <p>不正軽油の製造に使われることを知って原材料(重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。 (地方税法第144条の33)</p>	<p>不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると</p> <p>不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。 (地方税法第144条の33)</p>
<p>検査を拒否すると</p> <p>帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。 (地方税法第144条の12)</p>	<p>不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。 (地方税法第144条の4)</p>

- 不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!**
- 市価に比べて異常に価格が安い。
 - 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
 - 不審な業者から、燃料の売り込みがある。
 - 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。



トラック広報 わだち10月号 (通巻441号)

平成29年10月1日発行 (毎月1回1日)
編集発行 公益社団法人福島県トラック協会
〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32
TEL 024-558-7755(代) FAX 024-558-7731
H.P <http://fukutora.lat37n.com/>

